

校区制 緩やかに運用を

文部省、自治体に通知

文部省は二十七日、都道府県教育長に、小、中学校への通学区域制度を緩やかに運用するよう求める通知を出した。いじめをはじめさまざまな事情がある場合は、保護者の申し立てを尊重

し通学区域の変更ができることや、その仕組みを広く保護者や学校へ知らせることなどを求めている。来年度入学者への通学区域の設定は事務的にすでに終わっているため、実質的には

来年度途中の転校者や一九九八年度入学者を対象に通学区域制度の本格的な見直しが始まる。通学区域は、学校教育法施行令で市町村教委が、あ

らかじめ各学校ごとに通学区域を設定したうえで、保護者に就学すべき学校を指定する仕組みだ。臨時教育審議会答申を受けた八七年の文部省通知では、保護者の希望を尊重し

運用の見直しを検討するよう市町村教委に求めている。だが、現実には、いったん指定されるとその学校以外には通学できないという硬直的な運用が続いてきた。え、そうした意識が保護者や教委にも根強く残っているという。いじめ問題の深刻化などで、転校など通学区域を弾力化することが打ち出されているが、まだ十分でなく政府の行政改革委員会でも指摘されている。

今回の通知は、①行政運用委員会の趣旨を踏まえ、各市町村教委で地域の実情や保護者の意向に十分配慮した工夫をする②地理的、身体的、いじめへの対応などの理由のほか、子どもの具体的な事情がある場合には保護者の申し立てにより認める③学校の指定変更や区域外通学の仕組みは、さまざまな機会を通じて保護者に知らせるうえで、保護者が相談できるような学校や教委の相談体制の充実をはかること、としている。

1997.

1.

28.

朝日新聞